

森林環境譲与税事業

令和8年5月18日募集開始！！

※申請は先着順とし、予算に達した段階で締め切ります。



詳しくはこちら

令和8年度 神奈川県まちのもり

創出事業補助金

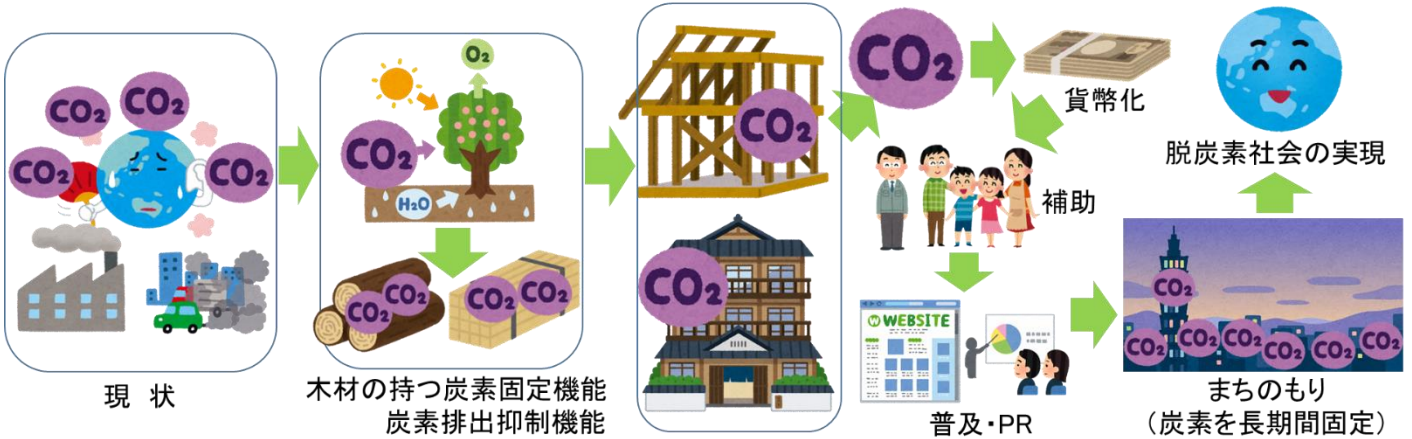
神奈川県まちのもり創出事業補助金とは

木造施設的环境負荷の低さや、木材の持つ炭素固定機能を広く県民に周知すると共に、譲与税に対する理解や脱炭素社会の実現を目指し、建築主が木造施設等を選択し建築を行うことで抑制される炭素排出量や固定される炭素量の価値に対して補助を行います。

神奈川県まちのもり創出事業補助金の内容

- 補助先 県産木材を3 m³以上使用した木造施設等を整備する建築主
(建築請負事業者による代理申請も可)
- 補助内容 県内の木造施設の固定する炭素等への助成
- 補助額 定額 炭素排出抑制効果 延床面積m²あたり 2,000 円
(木質化の場合は計上しない)
炭素固定効果 木材使用量m³あたり 4,000 円
(県産木材の場合 8,000 円)
- 上限 木造施設の建築 (一戸建住宅以外) 10,000 千円
木造施設の建築 (一戸建住宅) 500 千円
施設の木質化 (一戸建て住宅を除く) 2,000 千円
- 計算例 延床面積 90 m²、木材使用量 17 m³、うち県産木材 13 m³の
一戸建住宅の場合
(2,000 円 × 90 m²) + (4,000 円 × 4 m³) + (8,000 円 × 13 m³)
=300,000 円

事業イメージ



さらにこんな特典も

- 木造施設の建築（1戸建住宅）の場合、住宅ローン「フラット35」（住宅金融支援機構）における、「地域連携型（地域活性化）」メニューが活用可能。活用すると住宅ローンの金利が下がります。
- 一戸建住宅には「国産木材活用住宅ラベル」の発行が、それ以外の場合には「かながわ木づかいエコ認証制度」による認証が行われます。

注意事項

- 県産木材を3 m³以上使用しない施設は申請することは出来ません。
- 使用する製材等は、合法に伐採されたことが確認できるものに限ります（木造施設の建築については、構造材、準構造材）。
- 事業完了後10年間は、補助金交付の目的に反して使用・譲渡・貸し付け・担保に供する・取り壊し・廃棄することはできません。
- 木造施設の建築（一戸建住宅）については、分譲住宅の購入者及び建売住宅の建築主は対象外です。また、建築請負事業者あたりの補助件数の上限は、認証工務店（注）を除いて10戸となります。

（注）認証工務店：「かながわ森林・林業活性化協議会」の運営する「かながわ県産木材住宅建築認証制度」に基づく「かながわ県産木材住宅建設工務店認証書」の交付を受けた者

お問合せ

神奈川県環境農政局緑政部森林再生課森林企画グループ

電話：045-210-4332（直） メール：kensan-mokuzai@pref.kanagawa.lg.jp